

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業向け各種給付金・支援金のご案内

本案内は9月21日現在の情報となります。詳細な情報は各ホームページまたは商工会議所までお問い合わせください。

◀ 千葉県感染拡大防止対策協力金 ▶

協力要請期間	営業短縮 協力要請時間	支給額	申請開始	申請期限
第11弾 令和3年7月12日(月)～ 令和3年8月1日(日) ※東金市は重点地域外の支援内容	【営業時間】 21時まで 【酒類提供時間】 20時まで	1店舗あたり 52万5千円～157万5千円 支給額は前年度又は全前年度の 1日あたりの売上高により変わります。	9月1日(水)	10月15日(金)
第11弾 (緊急事態措置期間) 令和3年8月2日(月)～ 令和3年8月31日(火)	【営業時間】 20時まで 【酒類提供時間】 終日自粛	1店舗あたり 120万円～300万円 支給額は前年度又は全前年度の 1日あたりの売上高により変わります。		
第12弾 (緊急事態措置期間) 令和3年9月1日(水)～ 令和3年9月12日(日)	【営業時間】 20時まで 【酒類提供時間】 終日自粛	1店舗あたり 48万円～120万円 支給額は前年度又は全前年度の 1日あたりの売上高により変わります。	9月13日(月)	10月29日(金)
新規 第13弾 (緊急事態措置期間) 令和3年9月13日(月)～ 令和3年9月30日(木)	【営業時間】 20時まで 【酒類提供時間】 終日自粛	1店舗あたり 72万円～180万円 支給額は前年度又は全前年度の 1日あたりの売上高により変わります。	未発表	未発表

1. 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため県からの営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対し、店舗ごとに支給する。

2. 対象要件(全期間共通)

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者(個人事業主を含む)
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。
- 県からの要請に協力し、営業時間の短縮を行ったこと(終日休業を含む)。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

「申請要領」・「申請書類」の入手方法

【電子データによる入手】ポータルサイトから入手できます。
(URL) <http://chiba-kyouryokukinn.com/>

必ず「申請要領」の確認をお願いします。

【紙ベースによる入手】

東金市内は、東金商工会館2階・東金市役所3階商工観光課・
山武合同庁舎(県税事務所)の窓口で入手できます。



千葉県からの注意

千葉県感染拡大防止対策協力金の不正受給は犯罪です！

- ▶不正受給と判断されると…・支援金の金額に、不正受給の日から返還の日まで、**年利10.95%**の割合で算定した加算金を合わせて請求します。
- ・不正の内容が悪質な場合は、**刑事告訴**を行います。

問 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター TEL 0570-003894 受付時間 9:00～18:00(土・日・祝含む)

令和3年4月～令和3年9月 ひと月でも30%以上売上が減少した中小企業への協力金 千葉県中小企業等事業継続支援金

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等の皆さまに対して、幅広く支援金を支給することにより、事業の継続・立て直しのための取組を支援するため、最大20万円を支給します。(一律定額)

※酒類販売事業者の皆さまに対して、支援金を上乗せして支給します。

支給対象

千葉県内に「本店」又は「主たる事業所」を有し、
新型コロナウイルス感染症の影響により、

令和3年4月～9月までのいずれかひと月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して

30%以上減少した中小企業等、個人事業者等

支給要件

千葉県感染拡大防止対策協力金(飲食店他)
の支給対象となっていないこと 他

申請期限

令和3年12月28日(火)まで

※本案内はポイントのみを掲載しています。

詳細は申請要領をご確認ください。

申請要領は当所窓口にて配布しております。

中小企業等
20
万円

個人事業者等
10
万円

問 千葉県中小企業等事業継続支援コールセンター

TEL 0120-179-155

受付時間 9:00～18:00(土・日・祝含む)



月次支援金【8月分・9月分】

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和

《概要》

「月次支援金」は、4月以降に実施された緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者を対象に支給されます。(※4月・5月・6月・7月分は終了しています)

《対象要件》

- ① 4月以降に実施された緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ② 2019年比又は2020年比で、2021年の4月以降の売上が50%以上減少した事業者

《給付額》

2020年又は2019年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

中小法人等 = 上限20万円 個人事業者等 = 上限10万円

※毎月申請が必要です。

《申請方法》電子申請のみ

当所は東金市内の事業所のみを事前確認いたします。

会員：電話 非会員：対面(完全予約制)

※非会員の方はお早めにご連絡ください。

事前確認は下記の期限までに行ってください。

●8月分10月26日(火) ●9月分11月25日(木)

《申込期限》

8月分：10月31日(日)が申請締切期限

9月分：11月30日(火)が申請締切期限



問 月次支援金申請サポートセンター

TEL 0120-211-240 受付時間 8:30～19:00(土・日・祝含む)